

第三十五條 貯蓄金ハ本人名義ヲ以テ郵便局ニ預金シ其ノ通帳ハ工場長之ヲ保管ス

第三十六條 貯蓄金ノ拂戻ヲナサムトスルトキハ其ノ事由ヲ工場長ニ申出ヅベシ

第三十七條 貯蓄金ノ拂戻ヲ申出タルトキハ審査ノ上其ノ手續キヲナスモノトス

第七章 衛生

第三十八條 職工ニ對シ必要ニ應ジ隨時健康診断ヲ行フ

第三十九條 左ニ掲グル疾病ニ罹レル者ハ就業セシムルコトヲ得ザルモノトス

但シ第四、第五號ノ疾病者ハ傳染豫防ノ處置ヲナシタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、精神病

二、癩、肺結核、喉頭結核

三、丹毒、西歸熱、癩疹、流行性腦脊髄膜炎、其ノ他之ニ準スベキ急性熱性病

四、梅毒、疥癬、其ノ他傳染性皮膚病

五、膿漏性結膜炎、トラホーム（著シク傳染ノ虞レアルモノ）其ノ他之ニ準スベキ傳染性眼病

第四十條 四週日以内ニ出産スルコトアルベキ者ニ對シテハ其ノ求メニ依リ休業セシム

産後六週日ヲ經過セザル者ニ對シテハ其ノ就業ヲ停止ス 但シ産後四週日ヲ經過シタ

ル者ニシテ就業セムコトヲ求メタルトキハ醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムルコトアルベシ

第四十一條 生後一ケ年ニ達セザル生兒ヲ哺育スル女子ニシテ其ノ生兒ヲ哺育スベキ時間

ヲ求メタルトキハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分以内ニ限り哺育時間ヲ與フルモノトス

第四十二條 就業中又ハ工場内若ハ附屬建設物内ニ於テ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル

トキハ本人又ハ發見者ニ於テ速ニ係員ニ届出ヅベシ

前項ノ場合ニ在リテハ直チニ醫師ヲシテ診療又ハ檢案セシム

第八章 危害豫防

第四十三條 工場ノ定ムル危害防止規則（又ハ安全規則）ハ嚴格ニ之ヲ遵守スベシ

第四十四條 工場内ニ於テ業務外ノ火氣ノ使用ヲ嚴禁ス

第四十五條 危害發生ノ危険ヲ覺知シタルトキハ即時係員其ノ他適當ノモノニ急報スベシ

第九章 褒賞

第四十六條 實與ヲ分チテ特別賞、精勤賞トス

第四十七條 特別賞ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シ詮衡ノ上之ヲ授與ス